

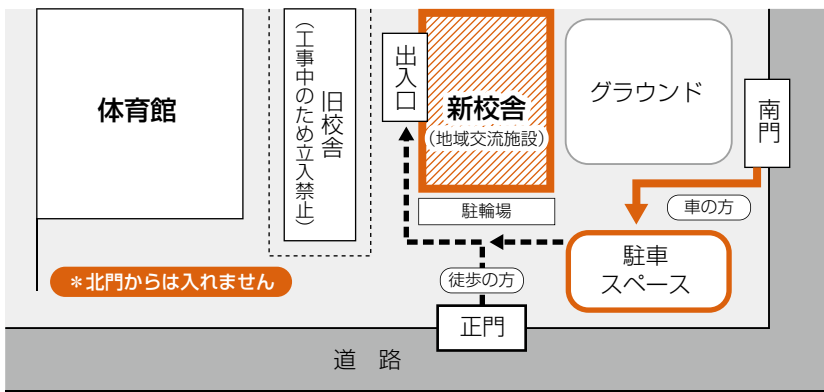
- ・高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。
 - ・交付された投票用紙などを持って、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
 - ※投票できる場所や時間は、投票する市区町村の選挙管理委員会へ問い合わせてください。
- ▼病院、老人ホームなどの施設で投票する場合
- 県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設などに入所している方は、その施設で投票することができます。
 - 投票用紙などは施設長などを通じて請求することができ、投票は施設長などの管理する場所で行います。
 - 施設に入所中や病院に入院中の方は、施設に問い合わせてください。
- ▼郵便などで投票する場合
- 郵便などによる不在者投票ができる方は、下表に該当する方です。
- ※不在者投票の手続は時間がかかりますので、早めに手続をしてください。申請方法など詳しくは問い合わせてください。

郵便などによる不在者投票ができる方

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障がい【1級または2級】	両下肢・体幹の障がい【特別項症から第2項症】	要介護状態区分が要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい【1級または3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい【特別項症から第3項症】	
免疫・肝臓の障がい【1級から3級まで】	—	
※ただし、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。申請が必要です。高浜市選挙管理委員会に申請してください。		

「代理記載制度」郵便などによる不在者投票にあたり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

- ・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方
- ・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方



●地域交流施設
駐車場案内図
(体育館下には駐車できません。)

第8投票所 地域交流施設 (高浜小学校内) の 駐車場について
車で来場の方は小学校南門から進入し、グラウンドに駐車してください。
（体育館下には駐車できません。）

